

安芸市特別支援教育就学奨励費（特別支援学級）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」（昭和29年法律第114号）の趣旨を更に推進するため、安芸市立の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を予算の範囲内で支給することについて、必要な事項を定めるものである。

（支給対象費）

第2条 支給対象経費の範囲は、次のとおりとする。

(1) 学校給食費

「学校給食法」（第11条第2項）に定める学校給食費

(2) 通学費

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(3) 職場実習に要する交通費

中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費

(4) 交流学习に要する交通費

(5) 修学旅行費

児童又は生徒が、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

(6) 校外活動等参加費

(7) 学用品等購入費

児童又は生徒が、通常必要とする学用品および通学用品の購入費
ただし、通学用品の購入は、第1学年を除くものとする。

(8) 新入学児童・生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が、通常必要とする新入学に当たっての学用品及び通学用品の購入費

ただし、(7)にある通学用品の購入費との重複支給はできない。

（支給区分）

第3条 就学奨励費の支給区分は、次のとおりとする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合

前条に定める全経費

- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合
前条第2号から第4号までに掲げる経費

(支給額)

第4条 就学奨励費の支給額は、国の定める特別支援教育就学奨励費補助金の補助対象となる限度の範囲内で、教育委員会が別に定めるものとする。

(申請)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる書類を当該児童及び生徒の在籍する学校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書
- (2) 同一生計世帯の世帯員全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額が明らかとなる書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、支給の適否及び支給区分を決定し、校長を通じて保護者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 就学奨励費の支給は、保護者に対して金銭または現物を支給することにより行う。
2 保護者は、就学奨励費の請求、受領及び執行を校長に委任することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。